

建 技 第 211 号  
令和 2 年 8 月 3 日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

新型コロナウイルス対策に伴う「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

工事現場の熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費補正の導入について」の運用について（通知）（令和元年 6 月 18 日付け建技第 106 号）により運用を通知していますが、別添のとおり国土交通省より新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に対する対応について情報提供がありました。

については、当面の対応を下記事項のとおり定めましたので、参考までにお知らせいたします。

## 記

### 1 真夏日の定義

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について」における真夏日の定義を別紙のとおり日最高気温が 28 度以上の日と読み替えるものとします。

### 2 注意事項

令和 2 年 8 月 3 日以降に真夏日に関する計測結果の報告を受ける工事に適用します。

なお、真夏日の定義を日最高気温が 28 度以上の日と読み替えるのは、令和 2 年 4 月 27 日以降とします。

(事務担当)  
技術指導係

## 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

※本通知を適用する場合

### 1. 用語の定義

#### (1) 真夏日

日最高気温が~~30度~~28度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が~~30度~~28度以上の場合とする。

※WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

#### (2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 2. 対象工事等

#### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

#### (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

### 3. 気温の計測方法等

#### (1) 施工計画書への記載

受注者が熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、工事着手前（既契約工事は協議後）に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させるものとする。

#### (2) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。（気象観測所位置は参考資料①を参照）

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

#### (3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、工事打合せ簿で下記の内容を報告させるものとする。

[工期、工期日数、真夏日日数、計測結果（気象庁または環境省の観測データ）]

### 4. 積算方法等

#### (1) 真夏日率の算出

受注者より提出された計測結果の資料を基に、以下の式により真夏日率を算出する。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

#### (2) 補正方法

現場管理費の補正は、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})$$

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## 5. 既契約工事における変更

### (1) 受発注者協議

本通達日以降に受発注者間で工事打合せ簿により本補正の適用を協議するものとする。

なお、発注者からの工事打合せ簿には「6. (2) 既契約工事に変更で追加する場合」の内容を明記すること。

### (2) 気温の計測期間

協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、「3. 気温の計測方法等」に準じること。

### (3) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

現場管理費の補正方法は、「4. (2) 補正方法」によるものとする

## 6. 特記仕様書への記載

特記仕様書には以下の記載例を参考に、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である旨等を明示することとする。

### (1) 当初から記載する場合

<記載例>

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
- (2) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。  
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (4) 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。  
なお、真夏日とは日最高気温が~~30度~~28度以上の日を行い、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

$$\begin{aligned}\text{真夏日率} &= \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期} \\ \text{補正值}(\%) &= \text{真夏日率} \times 1.2 \\ \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})\end{aligned}$$

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## (2)既契約工事に変更で追加する場合

<記載例>

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は変更施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法・基準日を記載し、監督職員に報告するものとする。
- (2) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 真夏日の計測期間は基準日から工事の終期までの期間とする。また、工期は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。  
なお、真夏日の計測期間及び工期には年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を含まない。
- (4) 変更施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。  
なお、真夏日とは日最高気温が~~30度~~28度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

ただし、補正値については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## 7. 施工箇所点在工事への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

## 8. その他

- (1) 上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。
- (2) 令和元年6月30日以前に完成した工事については、適用対象外とする。

## 以下、参考資料

事務連絡  
令和2年7月2日

各都道府県入札契約担当課長 殿  
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡  
令和2年7月1日

各地方整備局	企画部	技術調整管理官	殿
北海道開発局	事業振興部	技術管理企画官	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	技術企画官	殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理室長

### 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることと留意されたい。

## 附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。

# (参考)新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策の経費計上

	通知日	区分	計上項目	積算方法	コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減対策の例										
新型コロナウイルス感染防止対策	R2.4.20通知	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費</li> <li>● 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料</li> </ul> ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更											
		現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用</li> <li>● 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用</li> <li>● 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費</li> </ul> ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マウスシールド・フェイスシールド</li> <li>● 冷感素材のマスク等</li> </ul>										
熱中症対策	H29.3.15通知	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場環境改善費(K) <math>K = i \cdot Pi + \alpha</math></li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等	営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等	率計上積上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポットクーラー、扇風機等</li> <li>● ドライミスト発生装置</li> <li>● 送風機等</li> <li>● テント付きの屋外休憩所</li> </ul>
	計上費目	実施する内容 (率計上分)													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等														
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等														
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策														
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等														
	R1.5.22通知	現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(1.2)</math> <math display="block">\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}</math> <p>※真夏日：日最高気温が30度以上の日</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">⇒</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             当面の間、日最高気温 <b>28度</b> 以上の日を真夏日とする           </div> </div>	補正	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マスクと併用可能な空調機器等 (空調機能付き作業服、首掛けクーラー等)</li> <li>● 冷感スプレー等</li> </ul>										

建 技 第 1 0 6 号  
令和元年6月18日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

「熱中症対策に資する現場管理費補正の導入について」の運用について（通知）

標記について、「熱中症対策に資する現場管理費補正の導入について」（平成31年3月27日付け建技第458号）により通知したところですが、その運用については別紙のとおり取り扱うこととします。

積算システムにおける具体的な積算方法については改めて通知します。

なお、この運用は平成31年4月1日以降に作成する設計書に適用します。

（事務担当 技術指導係）